



住民互助による移動支援（訪問型サービスD）

令和4年度 地域づくり加速化事業（全国研修）

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク
副理事長 河崎 民子

CONTENTS



目次

- 1 住民互助による移動支援（訪問型サービスD）の概要・意義
- 2 実施に向けて持つべき視点
- 3 目指すべき効果・成果
- 4 具体的に行うことの例
- 5 振り返り・まとめ

地域の現状と互助活動

高齢者の困りごと調査

- 通院や買い物、サロンに行きたい、だが移動手段に困るという課題が真っ先にあがる地域
- 高齢ドライバーが免許を返納できない要因にもなっている

財政支援の限界

- 交通事業者によるデマンドタクシーや、AI技術を駆使した乗りあい交通等で解決の道筋をたてようとする自治体もある
- 財政支援の限界を訴える市町村も多い

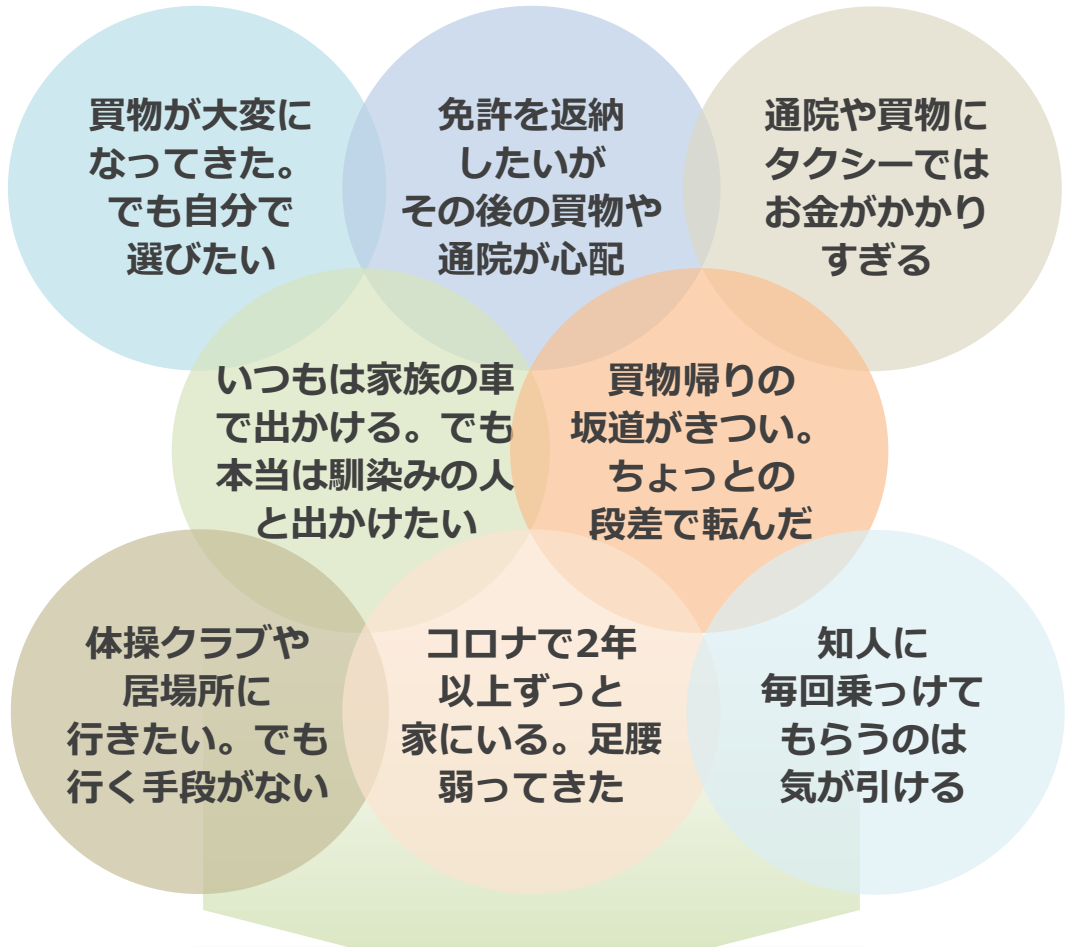
住民互助による取組

- いずれは我が事。住民互助で移動支援に取り組む地域が全国に広がっている。地域づくりにつながることも立証されてきた
- 社会福祉法人が公益的な取組として車両や運転者を提供して地域と連携するケースも多い

訪問型サービスD、Bほか

- 車を使う互助活動に補助する場合は、訪問型サービスD（移動支援）が想定されるが、増えていない
- ごみ出し、草取りなどの生活支援と一体的に提供する訪問型サービスBで補助するケースが増えている。また、保健福祉事業として保険者機能強化推進交付金等を活用して、広く高齢者全般を対象として補助する事例が出はじめている

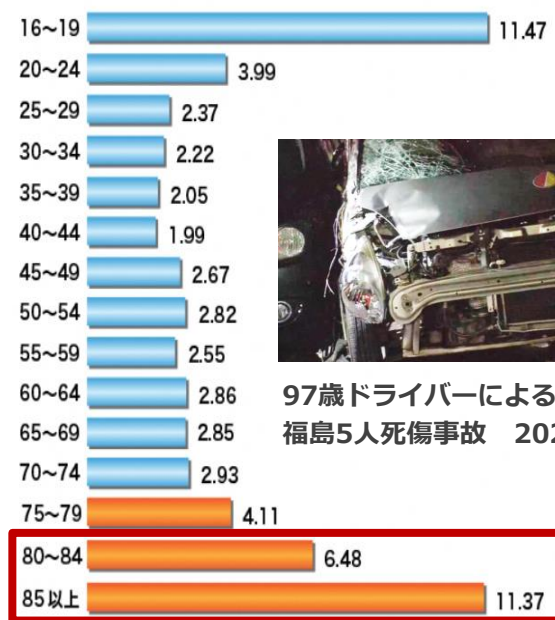
地域から寄せられる移動・外出に係る高齢者の声



支え合いの仕組みが必要

後期高齢者の免許返納問題

年齢層別の死亡事故件数（免許人口10万人当たり）



97歳ドライバーによる
福島5人死傷事故 2022.11.19

警察庁交通局「令和2年の交通死亡事故発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」より抜粋

代替手段が必要

食料品アクセス困難人口

出典：農林水産政策研究所

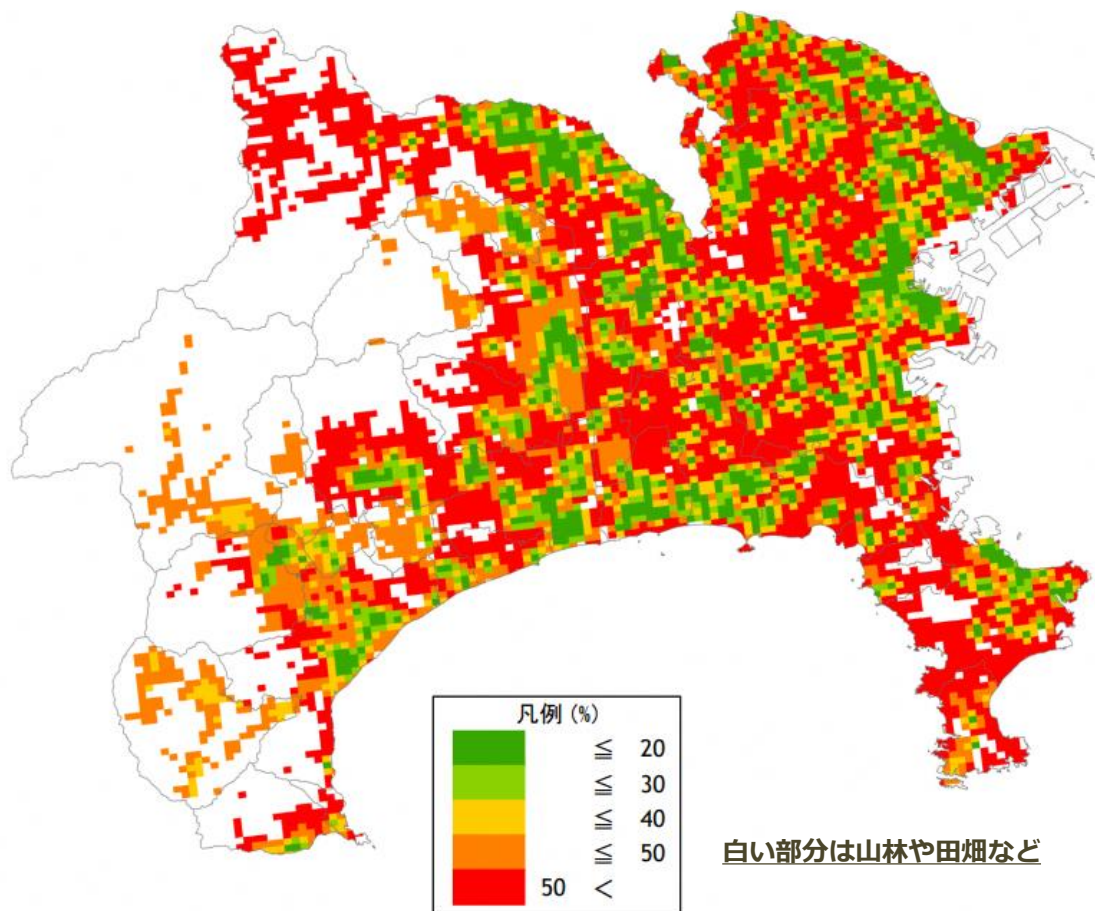
食料品アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な(65歳以上または75歳以上)高齢者を指す。店舗は、食肉、鮮魚、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアが含まれる

買物環境の悪化の影響として、

- ① 高齢者の外出頻度の低下による
生きがいの喪失
- ② 商店までの距離が遠くなることによる
高齢者等の転倒・事故リスクの増大
- ③ 食品摂取の多様性が低下することによる
低栄養化及びこれによる医療費や
介護費の増加の可能性

(一例)神奈川県 75歳以上の割合 メッシュ図

平成27年（2015年）国勢調査に基づく推計結果

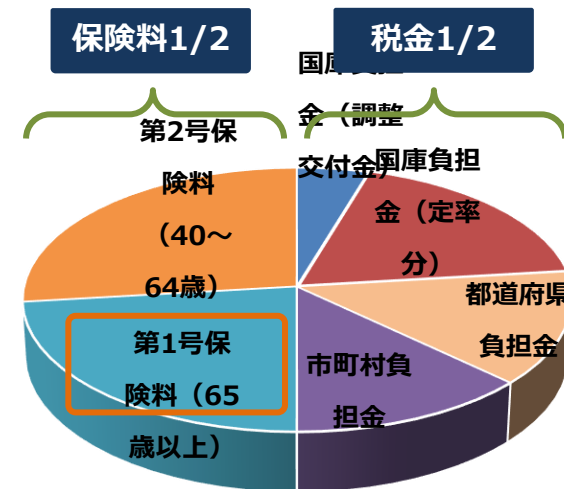


介護保険の財源および給付と保険料の推移

出典：厚生労働省

高齢人口の増加とともに要介護認定者等も増え
給付費は当初の3倍、保険料も2倍に

事業運営期間	事業計画		給付（総費用額）	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度			4.6兆円		
2002年度			5.2兆円		
2003年度	第二期	第一期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度			6.2兆円		
2005年度			6.4兆円		
2006年度	第三期	第二期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度			6.7兆円		
2008年度			6.9兆円		
2009年度	第四期	第三期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度			7.8兆円		
2011年度			8.2兆円		
2012年度	第五期	第四期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度			9.2兆円		
2014年度			9.6兆円		
2015年度	第六期	第五期	9.8兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度			10.0兆円		
2017年度			10.8兆円		
2018年度	第七期	第六期	11.1兆円	5,869円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%
2019年度					
2020年度					

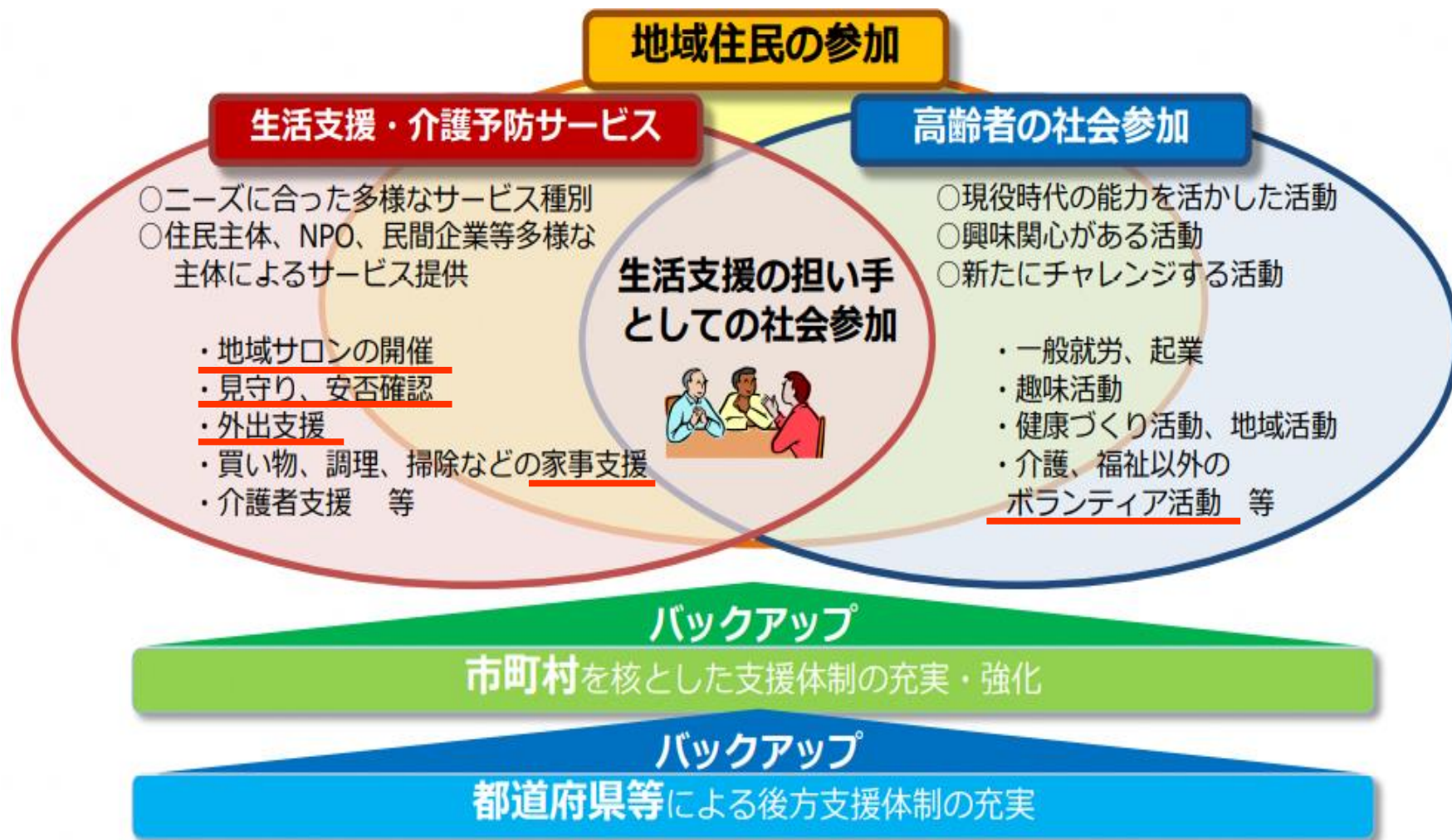


要介護者等への給付
1人平均210万円/年
(市町村で異なる)

介護予防の取組みが急務
(税&保険料は限界に近い)

2021年改定(第8期) 65歳以上の保険料基準月額 全国平均 月6,014円

支え合いの地域づくり



移動支援は地域づくりそのもの

生活必需品を入手するという事象だけとらえれば、移動販売車や宅配等の導入手段もあるが「住民が関わる」ことで地域づくりにつなげることが重要

事例【乗りあって買い物へ】神奈川県 秦野市「とちくぼ 買い物クラブ」(柗窪地区)

【経過】市西部の渋沢・千村地域の地区自治会連合会から買物支援について市へ要望

→市が自治会長と協議して18自治会の全戸にアンケートを配布(回答1,571世帯)

→高齢化率50%以上で「すぐにも乗りたい」との回答が11人からあった柗窪地区で移動支援を試行することになった(柗窪自治会96世帯、自治会加入率95%)

モデル実施 2018.9~11月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週(水)10:00~12:00 無料 ・最初は市の公用車を利用(7人乗りワゴン) 運転ボランティア:自治会員6人※秦野市地域支え合い型認定ドライバー養成研修受講
利用者の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・久しぶりに昔なじみと会って話せて嬉しかった ・自分の目で見納得できる買物ができた ・坂道が多くて大変だったが買物がラクになった ・今後未永くやってほしい
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・1カ月ごとにボランティアや利用者との協議を行う ・柗窪地区近隣の社会福祉法人へ事業の担い手になれるか打診
モデル事業の効果 (ボランティアや地域の声)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニケーションが活発化した ・車のなかで悩みを話す人ができてストレスが解消され、安心感が生まれた ・ひとり暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた ・ボランティアが特別なことではない雰囲気地域に生まれた (別途「里山クラブ」も誕生:山林の下草刈り.空き家の草抜きなど) ・毎週外出することにより介護予防につながった
本格実施 2018.12月	<p>社会福祉法人 浄泉会が「地域における公益的な取組」として実施 2018.12.4 法人・地域・市の三者による協定を締結</p>

ニーズをしっかりと把握する

移動に関する困りごとは、具体的に何か。困りごとは移動だけなのか

移動支援に係る高齢者の状況調査表 [包括：担当]				
自治会	年齢	性別	家族構成	自家用車
	歳	男・女	独居・高齢者世帯 その他（ ）	自己所有 あり・なし 家族所有 あり・なし
※任意	氏名：		連絡先：	
① 買い物について				
日常	①自分の車 ⑤徒歩 ⑨コープ ⑬宅配 ⑮その他（ ）	②家族の送迎 ⑥バス利用 ⑩移動販売 ⑭家族に届けてもらう	③近所の人の送迎 ⑦タクシー利用 ⑪デマンドバス	④友人の送迎 ⑧有償運送サービス ⑫ネットスーパー
◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか ①すぐにでも利用したい ①の理由（ ） ②今後、困ったら利用したい ③利用したいと思わない				
※特記事項				
② 通院について				
日常	①自分の車 ⑤徒歩 ⑨住診 ⑫その他（ ）	②家族の送迎 ⑥バス利用 ⑩デマンドバス	③近所の人の送迎 ⑦タクシー利用 ⑪病院の送迎	④友人の送迎 ⑧有償運送サービス
◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか ①すぐにでも利用したい ①の理由（ ） ②今後、困ったら利用したい ③利用したいと思わない				
※特記事項				

③ サロンや趣味の活動(通いの場)について			
日常	①自分の車 ⑤徒歩 ⑨バス利用 ⑪その他（ ） ⑫活動していない	②家族の送迎 ⑥参加者の送迎 ⑩有償運送サービス	③近所の人の送迎 ⑦デマンドバス ⑧タクシー利用
◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか ①すぐにでも利用したい ①の理由（ ） ②今後、困ったら利用したい ③利用したいと思わない			
※特記事項			
④支援してほしいこと、支援できること	してほしいこと	できること	
①見守りや声掛け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②日常の話し相手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ゴミ出し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④電球交換など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤掃除・洗濯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥調理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦買い物代行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧買い物や通院等の送迎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑨散歩の付き添い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩庭木の剪定・草むしり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑪その他（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※特記事項			

道路運送法関連制度の理解（「登録が不要」な活動として取組む場合）

国土交通省 通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」



※登録を要する活動については、末尾の資料参照

利用者から団体が収受できるもの

- ・ 自発的な謝金や寄付
- ・ ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代
- ・ 付添にかかわる人件費（乗りあう場合に付添いをつけるときなど）
- ・ 生活支援と同じ料金体系による支援
 - ※この場合はガソリン代実費の収受は不可
- ・ 利用調整に係る人件費
- ・ （保険に係る費用は不可）

団体がボランティアに供与できるもの

- ・ 人件費（運転役務等に係る報酬を含む）
- ・ ガソリン代実費
- ・ 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

自治体が団体等に支援できるもの

- ・ 補助金の拠出（運転役務を特定した補助金は不可）
- ・ 介護予防ボランティアポイントの付与（換金性があっても可）
- ・ 車両の提供（リース料を含む）
- ・ 車両の維持費（自動車税、車検、駐車場代等）
- ・ 自動車保険など各種保険料

訪問型サービスDの枠組み・補助の考え方

訪問型サービスDの場合、道路運送法との関係や、要介護者が利用できるサービス（介護給付）との関係で、介護保険制度での補助は限度がある

■ 対象となるケース例

- 通院等をする場合の送迎前後の付き添い（通院等乗降介助）
- 通所型サービスBにおける、送迎自体を別主体で実施する

■ 介護保険法の施行規則（第140の62の3）

「補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るように努める」

- 意図としては、できるだけ地域住民の裁量に任せる。地域支援事業実施要綱にも、介護保険制度でできる最大限まで補助が出せるように記載されている
- ただし、介護保険制度は保険のため、被保険者等や住民が合意できるところに給付の範囲が決まり、それらを踏まえて保険料が決まる

介護予防、フレイル防止、地域づくり

日本老年学的評価研究機構の調査結果

● 人との交流は、週1回未満から健康リスクに

- ・ 全国の市町村が保有する10年間のデータを使用して解析
- ・ 毎日頻繁に人と交流する人が、要介護や認知症等になるリスクを1とした場合、交流頻度が下がるにつれてリスクが増大
- ・ 特に認知症に関しては、社会と多様なつながりがある人で認知症発症リスクは半減

閉じこもりがちな人への支援

定年退職後の活躍の場（生きがい・やりがい）づくり

● 定年退職後の男性の地域デビュー

- ・ 地域と関わってこなかった特に男性は、助けられる側として社会参加を果たすことが難しい傾向がある
- ・ シルバー人材センターの事業内容は、植木の手入れや草抜きが圧倒的に多い
- ・ 運転ならできるといって元気高齢者の活躍の場としての移動支援
- ・ 朝日新聞「天声人語」
高齢者には、きょうよう（今日、用がある）と、きょういく（今日、行くところがある）が大事



地域で支え合う 住民主体の取組み事例

乗り合ってサロン・買い物 静岡県函南町 **かなみ おでかけサポート（訪問型D）**

【形態】 **乗合い(サロン&買物)** 【車両】 **函南町社協** 【運転&付添】 **ボランティア** ※許可・登録不要

経過	<p>平成28年に体制整備事業で社会資源調査と住民ニーズ調査を行い、協議体のテーマ抽出に活用した。ニーズが高かったテーマを中心に「外出支援でお互いさまをつくる」等の地域支え合い勉強会を4回開催。平成29年に協議体を設置。4月から総合事業を開始。</p> <p>地域の拠点となる居場所は情報と人が交流する場所だったことを発見し、困りごとをつないでいく居場所への参加と、参加に必要な移動を訪問型サービスDとして実施することになった。平成30年運転ボランティア養成講座を開催。同10月かなみお出かけサポートを開始</p>
サービスの内容	<p>週5日運行：月水金「いこう家つかもと」（通所Bの送迎）、火木「カフェ城山」（一般介護予防事業へ訪問Dで送迎）。1回あたり4人+運転ボラ+添乗ボラが乗車。居場所参加者向けの買い物ツアー（利用者宅→居場所→買い物→居場所→利用者宅）：函南町社協独自事業</p>
送迎車両	<p>8人乗りワンボックスカー 函南町社協が「社会福祉法人の公益的な取組」として提供</p>
担い手	<p>登録18人(運転ボランティア&添乗ボランティア) 居場所での手伝いに謝金200円</p>
補助金	<p>補助限度額1日1台4,000円 ①利用調整者の人件費 ②燃料費 ③通信費 ④運転者台帳等の印刷製本費 ⑤消耗品費 等</p>
利用者と負担	<p>利用者:13人（要支援1.2、事業対象者、移動支援が必要な人） 居場所参加費のみ（無料～200円）</p>



地域で支え合う 住民主体の取組み事例

生活支援と一体的に支援 三重県名張市 隠おたがいさん（訪問型B+D）

【形態】生活支援【車両&調整】団体【運転&付添】ボランティア

※許可・登録不要

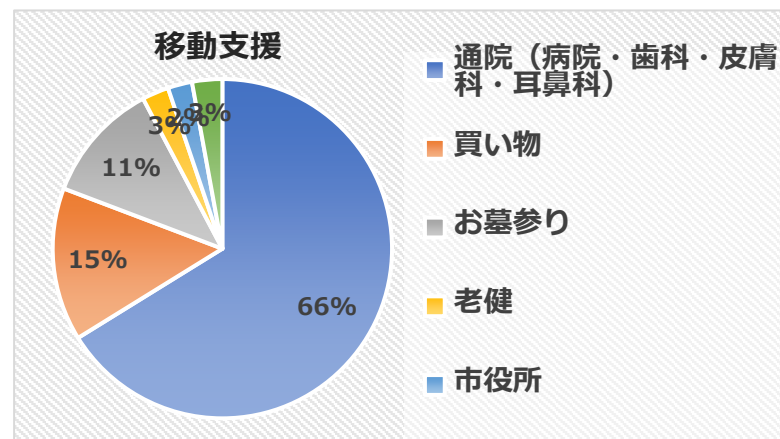
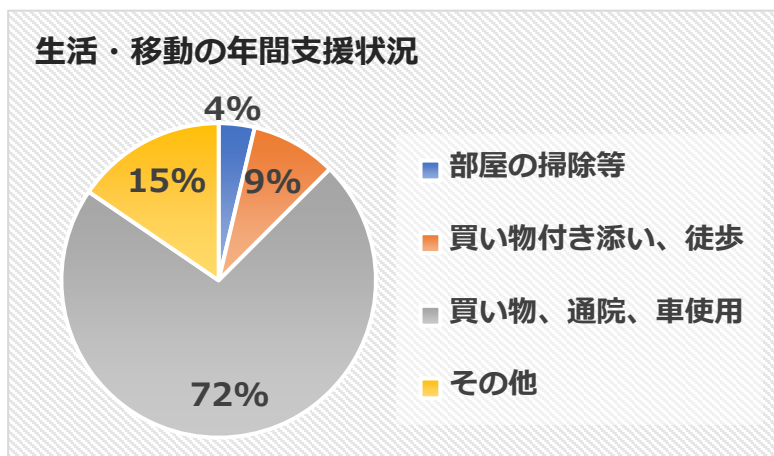
【基本目標】

名張地区の原風景と人情息づく魅力ある街づくりを目指し、援助を求めている人と援助できる人が、共に対等な関係で相互に助け合うことで、名張地区に助け合いの輪を広げ、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに寄与すること、会員の連携と助け合いを目的とし、以下の事業を実施します。

- 【1】生活支援事業（安否確認・家事手伝い・庭の管理・話し相手）移動支援（通院・買い物・市役所・お墓参り・その他）
- 【2】スタッフ会議
- 【3】関係機関との連携
- 【4】広報活動 年4回「隠おたがいさん通信」発行

令和4年3月	令和4年4月	令和4年7月
115件	93件	167件
(移動支援) 84件	(移動支援) 67件	(移動支援) 125件

隠おたがいさん 代表 福山悦子氏発表資料から



安全運転講習について

互助活動(許可・登録不要)のドライバーに運転者講習は義務づけられていないが
福祉有償運送の大臣認定運転者講習を実施 「担い手」発掘の場に

秦野市 地域支え合い型認定ドライバー養成研修

平成28年度から開始(毎年2回:各30人定員/受講者無料)
認定講習実施機関に委託して実施

- **大臣認定講習(講義&実習)**に追加して**地域公共交通や地域支え合いをテーマとした事例紹介、グループワーク**などのカリキュラムを実施
- ➔ **地域課題への気づき**

当時の担当課長談:
担い手育成は「テマヒマかかる」
のが当たり前



他市では1万円以上
するのに無料で資格が
得られて嬉しいな



【修了者の動向】

最終日に配付する「ドライバー募集
事業所一覧」から、修了者自身が連絡

- ・ **福祉有償運送**や**デイサービス**のドライバー
- ・ **地域のボランティア**
- ・ **生活支援体制整備事業費(市町村負担12.5%)**や**保険者機能強化推進交付金等(国負担100%)**で実施可能
- ・ 県が支援する場合は **地域医療介護総合確保基金(負担:国2/3 県1/3)** や **保険者機能強化推進交付金等**で実施

【周知方法】

- ①市広報、ホームページに掲載
- ②公共施設にチラシを配架
- ③介護保険料決定通知書に(他の講座を含め)チラシを同封
- ④65歳到達者へ送付する介護保険証にも同様なチラシを同封

振り返り・まとめ

- 1 移動に関する困りごとが真っ先に上がる地域や、後期高齢ドライバーの免許返納に対応するため、互助型の移動支援が地域に必要
- 2 移動支援は地域づくりそのもの。ニーズをしっかりと把握することや、道路運送法関連制度及び、総合事業の枠組み等を理解することが必要
- 3 移動を支援する互助活動は、地域づくりや独居高齢者の見守りにつながっており、同時に定年退職後の男性等の活躍の場にもなっている
- 4 外出手段をつくり、高齢者の交流が活発に。また、様々な補助を利用して担い手も発掘できる。



	交通空白地有償運送	福祉有償運送
協議の場	地域公共交通会議や運営協議会などで、①運送の必要性 ②運送の対価(運賃) ③運送の区域について協議が調うことが必要	
運送の区域	出発地または目的地は協議が調った区域内にあること	
運送の主体	○市町村 ○非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会、労働者協同組合）○法人格がない町内会など地縁団体	
運送の対価	実費の範囲内、営利と認められない範囲。福祉有償運送は、タクシーの上限運賃（時間制または距離制）の概ね1/2を目安。運賃のほかに、乗降介助料、待機料、付添料、運行回送料など運賃以外の対価も設定可能	
対象者	○当該地域内の住民と観光客 ※利用者登録は不要	○単独で移動が困難な人、その付添人 イ) 身体障害者 ロ) 精神障害者 ハ) 知的障害者 ニ) 要介護認定者 ホ) 要支援認定者 ヘ) 基本チェックリスト該当者 ト) その他の障害を有する者 ※要利用者登録
運転者	○二種免許もしくは 一種 + 国土交通大臣認定講習受講	
運行管理	○体制を整備 運行管理の責任者を選任 ○運行管理の責任者が受講する講習：使用車両5台以上20台未満は1人、20台以上40台未満は2人、2年に1回NASVA(自動車事故対策機構)等が実施する「一般講習」を受講（2022年10月から）	

【事故と保険】

- 互助活動を行うときに、特別な自動車保険は必要ない（国内の損保会社は確認済）。ただし任意保険は必須。月に15日以上活動する場合は、日常・レジャー用から業務用に切り替える必要がある。
- 事故が起きたときは(通常の事故と同様に)保険会社に任せる。
- 自動車保険を使うと等級がダウンして掛金上がる問題に対応するために、その日だけ掛けて本来の保険を使わず補償する保険を2社が発売
(損保ジャパン日本興亜「地域の移動を支える保険」、東京海上日動「移動サービス専用自動車保険」)
- 乗車中以外の事故については、全国社会福祉協議会が発売している「ボランティア活動保険」や「福祉サービス総合補償」等との併用が望ましい。